

## 第 11 回東京都震災復興検討会議議事録

平成 18 年 10 月 31 日（火）10：30～12：15

第一庁舎 33 階特別会議室 S 6

齋藤副参事 おはようございます。本日はお忙しい中、東京都震災復興検討会議にご出席いただきましてありがとうございます。会議が始まるまでの間、私、東京都総合防災部で復興を担当させていただいております副参事の齋藤でございます。私のほうで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本日、お手元にお配りさせていただいている資料がございますが、ご確認をお願いいたします。座席表が 1 枚ございます。そのほかに次第でございますが、クリップ留めでございますが 31 ページまでのものが一式。そのほかに別紙資料ということで、資料 1 から資料 9 まで。最後はリーフレットになっておりますが、それら一式でございます。そのほかに参考資料といたしまして検討会議の委員の名簿以下、参考資料が 6 点ございます。そのほかに机の上に配布させていただいております資料で、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」、それとその他閲覧用ということで、東京都震災復興マニュアルの復興施策編及び復興プロセス編及びパンフレットをご用意をさせていただいております。ご確認くださるよう、お願いします。万一不足がございましたら、事務局でお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、本日出席いただいております、この検討会議の委員等についてご紹介をさせていただきます。はじめに、今回の座長を務めていただいております首都大学東京教授、中林教授でございます。

中林座長 中林です。よろしくお願いいたします。

齋藤副参事 副座長でございますが、早稲田大学教授、佐藤教授でございます。

佐藤副座長 よろしく申し上げます。

齋藤副参事 委員の皆様につきましては、恐れ入りますが委員名簿の五十音順にご紹介をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。東京ボランティア・市民活動センター副所長、安藤委員。

安藤委員 安藤です。よろしくお願いいたします。

齋藤副参事 市民防災研究所理事、池上委員でございます。

池上委員 池上です。よろしくお願いいたします。

齋藤副参事 日本女子大学教授、石川委員でございます。

石川委員 石川です。よろしくお願いいたします。

齋藤副参事 パルシステム生活協同組合連合会専門委員、五辻委員でございます。

五辻委員 五辻でございます。よろしくお願いいたします。

齋藤副参事 拓殖大学教授、呉委員でございます。

呉委員 呉善花です。よろしくお願いいたします。

齋藤副参事 なお、垣内委員は後ほどお見えになるのではないかと思います。専修大学の今野委員及び東京大学、佐口委員、ならびに富士常葉大学、重川委員、立教大学、高橋委員につきましては、所用により本日欠席というご連絡をいただいております。

都立大学名誉教授、高見澤委員でございます。

高見澤委員 高見澤です。よろしくお願いいたします。

齋藤副参事 次に、横浜国立大学助教授、高見沢委員でございます。

高見沢委員 高見沢実と申します。よろしくお願いいたします。

齋藤副参事 千葉大学教授、田代委員でございます。

田代委員 田代でございます。

齋藤副参事 一橋大学教授、田近委員でございます。

田近委員 よろしくお願ひします。

齋藤副参事 大妻女子大学教授、藤吉委員でございます。

藤吉委員 よろしくお願ひします。

齋藤副参事 消防研究所理事長、室崎委員でございます。

室崎委員 室崎でございます。

齋藤副参事 東京経済大学助教授、森反委員でございます。

森反委員 森反です。どうぞよろしくお願いいたします。

齋藤副参事 全国訪問看護事業協会理事、山崎委員です。

山崎委員 山崎でございます。

齋藤副参事 以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。引き続きまして委員名簿をめぐっていただきまして、当検討委員会の幹事会の構成員、都側の職員及び区市の職員のご紹介をさせていただきます。幹事長でございます中村危機管理監でございます。

中村危機管理監 中村でございます。よろしくお願いいたします。

齋藤副参事 副幹事長でございます石野総合防災部長です。

石野総合防災部長 石野です。よろしくお願ひいたします。

齋藤副参事 同じく副幹事長であります都市整備局、宮村市街地整備部長でございます。

宮村市街地整備部長 宮村でございます。よろしくお願ひいたします。

齋藤副参事 都市整備局、水流住宅政策担当部長でございます。

水流住宅政策担当部長 水流でございます。よろしくお願ひします。

齋藤副参事 福祉保健局、杉村総務部長です。

杉村総務部長 杉村です。よろしくお願ひします。

齋藤副参事 なお、金丸幹事につきましては所要で欠席ということでございます。産業労働局、猪熊産業企画担当部長でございます。

猪熊産業企画担当部長 猪熊です。よろしくお願ひいたします。

齋藤副参事 建設局の吉原参事につきましては所用で欠席というご連絡をいただいております。IT推進室の中村委員も同様です。なお、私は幹事の総務局総合防災部の齋藤でございます。生活文化局の吉村企画担当副参事は所要で欠席でございます。都市整備局市外地整備部、臼田企画課長でございます。

臼田企画課長 臼田ですよろしくお願ひいたします。

齋藤副参事 都市整備局住宅政策推進部、阪本調整担当副参事です。

阪本副参事 阪本でございます。よろしくお願ひいたします。

齋藤副参事 産業労働局総務部、泉水政策企画課長です。

泉水政策企画課長 泉水です。よろしくお願ひいたします。

齋藤副参事 建設局総務部計画担当、伊佐副参事です。

齋藤副参事 墨田区地域振興部、藤田危機管理担当部長です。

藤田危機管理担当部長 藤田です。よろしくお願ひいたします。

齋藤副参事 小金井市総務部長は所用で、高橋係長に代理出席いただいております。

高橋係長 よろしくお願ひします。

齋藤副参事 以上で私どもおよび都の職員のご紹介を終わらせていただきます。

次に開催に先立ちまして中村危機管理監よりご挨拶申し上げます。

中村危機管理監 危機管理監の中村でございます。先生方に委嘱をさしあげましたときには総合防災部長でありましたけれども、9月12日から危機管理監を拝命しております。本日はたいへんお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

大地震が発生いたしますと、時系列的に3段階の対応が考えられます。まず応急対策、次に復旧対策、最後に生活再建、復興であると考えています。復興につきましては阪神大震災や新潟県中越地震を見ましても重要性は指摘できると思いますけれども、発災前から復興対策という自治体はそれほど多くはございません。また、取り組みをしていましても復興の全体像について十分につかみきれているということになっていないという現状でございます。

そこで、この会議は皆様方に震災復興に関する基本的な考え方や具体的な執行対策などにつきまして幅広い審議をいただきたいと考えております。今回は震災復興マニュアルに示されました検討課題のうち、これまで残されておりました77課題のうち70課題の検討が終わりましたのでご審議いただきたいと思っております。平成17年4月から18年10月、今月まで1年半かけまして関係部会で検討した内容につきましては後ほどご説明させていただきます。また、住宅復興にかかる課題についても7課題、これがまだ残されておりますけれども、今年度中には検討を終了いたしまして震災復興マニュアルの修正をしたいと思っております。この結果、15年3月にマニュアルを策定いたしましたときの182課題、これにつきましてはすべて検討を終了することになります。

東京都ではこの復興マニュアルのほかに、現在、震災対策につきまして、今年の5月に被害想定を新たに公表いたしました。この被害想定に基づきまして、新たに地域防災計画の見直しを進めているところでございます。最悪の場合には6000人以上が亡くなるという状況でございますが、この地域防災計画の見直しにつきましては、時系列に応じた対策など全面的な修正を予定しております。この中でもいまご審議いただき、また、災害復興につきましても災害復興計画として反映していきたいと考えております。

来年度以降でございますが、区市町村の復興対策を支援するために、都と区市町村、それぞれの役割分担を整理いたしまして、区市町村向けの復興マニュアルを検討したいと考えております。引き続きご協力いただきたいと思っております。今後も委員の皆様のご貴重なご提案の下に、東京都の震災復興対策の充実を進めていきたいと考えていますので、ぜひご審議いただきたいと思っておりますし、またご理解いただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

齋藤副参事 ありがとうございます。なお、本日、都議会開催のため、中村危機管理監及び石野総合防災部長は中座させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以降、議事につきましては中林座長にお願いいたしますので、どうぞよろしく  
お願いいたします。

中林座長 それでは改めて議事に入りたいと思います。きょうは10時ではなくて10時  
半からですので、時間が1時間15分ほどですけれども、資料がたくさんですので効率的  
に進めさせていただきたいと思います。危機管理監からお話がありましたとおり、事前に  
復興に取り組んでいる自治体というのは非常に少なく、東京都は其中で一番頑張っ  
ている。国よりも先に復興についての考えを進めているのかもしれないと思っております。  
この検討会議ができてから、平成10年に要綱ができていますので8年ですけれども、き  
ょうが通算11回ということでそんなに頻繁に開かれているわけではないのですが、この  
会議での意見が、東京都の復興対策に重要な役割を果たしていると思っておりますので、  
本日も時間が少ないですけれども、どんどんご意見をいただければと思います。

では、これから本日の議事日程に入らせていただきたいと思います。本日は協議事項が  
1件、報告事項が4件でございます。事務局で資料を用意していただいておりますので、  
一括でご説明をいただいた後、ご意見等を賜りたいと思います。それでは資料説明をお願  
いします。

齋藤副参事 お手元の次第の1ページめくっていただきたいと思います。まず資料1で  
ございます。震災復興マニュアルの検討状況でございます。冒頭に中村危機管理監からご  
挨拶申し上げましたとおり、この震災復興マニュアル作成は平成15年3月でございます  
が、その当時に事前に検討すべき課題及び対策に対する検討課題が合計182課題ございま  
した。これらにつきまして、すでに16年度までに105課題について検討させていただき、  
この震災復興マニュアルの修正ということでお手元にお配りさせていただいているもので  
ございます。今回検討させていただいたものにつきましては、残された77課題のうち、  
17年度、18年度の1年半にかけて検討した項目70項目であります。この主なものにつ  
きましては次の資料2でございます。残された課題でございますが、住宅復興に関連する、  
例えば被災度区分判定にかかる調査班の組織体制をどう具体化するとか、あるいは応急  
修理に関する関係団体との連携、この点で7課題、現在残されております。これにつ  
きましては、今年度内に検討を進めたいと考えております。

次に3ページ、資料2でございます。総括部会でございます検討課題のうち、本日は6  
項目及び情報特別部会1項目について資料等を含めてご説明させていただきます。まず地  
域復興協議会の活動を支援する仕組みづくりということで、専門家の派遣につきましては

東京都防災・建築まちづくりセンター等との連携を図り、また都及び区市町村に相談窓口を開設するということにしたいと思います。さらに復興の総合的支援をするということで、お手元の別冊のほうであります。別紙 1 に協定書の案という形で復興まちづくりの支援に関する協定を、この 12 月を目途に年内には何とか協定締結をしたいと考えております。これは弁護士会、司法書士会など、阪神淡路大震災のときにも阪神で関連する専門士という、いわゆる士会というところの団体が支援機構というものをつくっておりますが、東京も支援機構がすでにできあがっており、いくつかのさまざまな活動を実施しております。今般、これらの団体との関係の間で、復興に際して専門家のチームをつくっていただくということでものまちづくり支援班という形の派遣をお願いしたいということに関連する協定書の案でございます。

次に、復興本部の設置に伴う具体的な復興総局の編成でございます。別紙 2 をご覧いただきたいと思っております。東京都は知事を本部長とする復興体制というものの本部をつくるということ東京都の条例及び規則で制定してございます。今回検討させていただいた部分は、そのうちの事務局を担う復興総局の構成でございます。すでに条例・規則の中で本部長の下に連絡調整室長及び復興調整室長を置くということになっております。それぞれの組織につきまして、それぞれ所管する部及び主な分掌事務というものをまとめたものでございます。あらかじめこういうものも事前に総局の事務局としてどういう組織がいいかということについて検討し、おおむね 1 週間以内に総局を立ち上げたいと考えております。なお、被災規模に応じて弾力的に編成をしたいと考えております。

次に、資料 2 の中の家屋の罹災証明の発行の関係でございます。内閣府から一定の基準が示されておまして、これにつきましては平成 17 年 11 月の区市町村防災担当課長会で説明し、関連資料ということで円滑に調査が進むよう整備をしたところでございます。

次が関連情報の整備でございます。別紙 3 にございますように、被災後にどういう情報を各局が持っている、いつの段階から情報提供できるのかということで、別紙 3 のように復興体制の 1 から文化社会教育の 24 までの大項目ごとにわけまして、それぞれの項目ごとにどんなものがあるかということについて整理したものでございます。ちなみに後ろのところに都市の復興というものがございますが、都市の復興でいうと道路の状況の被災状況等は随時公表していこう。所管はどこだ、こういうものを各局にまとめて、速やかに情報提供できるよう一覧表を作成したというところでございます。

次に、財源等に関するいろいろな国との協議でございます。別紙 4 をお開きいただきました

だと思います。東京都では毎年度国への施策、予算に関する提案要望ということで要求提案をしております。震災復興に関して、なかなか制度上難しい点もございますが、別紙4に記載させていただいた建築制限の強化から財源の問題まで、それぞれ所管するところと意見交換等をして要望書を提出しているところでございます。お伺いするところによりますと、国においても内閣府において、おそらく年内にも復興にかかるいろいろな問題点を検討する、そういう検討会を立ち上げたいということをお願いしておりますので、私どもは毎年関係部署にいろいろな話で要求しておりますが、現実的な実現はなかなか法的なもの、財源的なものとして難しいと思いますが、毎年こういう要望提案をしているというところでございます。

次に、がれきの処理の問題であります。これにつきましては庁内で都庁の中の関係局が集まるがれき処理検討会を設置し、縷々検討をしてみいました。今年の3月にこの処理検討委員会が「がれき処理マニュアル」ということでまとめたものでございます。構成はそちらに書いてあるように、基本的には第1章、ただちにがれきの発生量を予測、臨時組織を設置していく。具体的には第2章、処理をどうするか。また今後どういう課題があるということをもとめたものでございます。具体的には次の裏にございますように、このマニュアルは、あらかじめ震災が発生したときのがれきの処理の手続きを定めたものでございまして、また基本コンセプトとして分別を推進し、再利用の徹底を図るとか、あるいは円滑に進むような広域的な連携体制を構築する。こういう基本コンセプトの下に、時系列に何をやるかということを取りまとめたものでございます。この時系列のタイムスケジュールでございますが、第1段階はおおむね2週間以内、真っ先にやることは何かというと、緊急道路の障害物の処理、以下、都の内部で関係局を集めたがれき処理部会を設置して、総量予測等をする。あるいは最終処分場をどうするかとか、そういうことを含めて行うということでございます。その流れについては、次のページの裏側に、区市町村と東京都で、とりわけ建物の権利確認に伴う家屋台帳の閲覧等の準備も含めて、速やかに処理できるような体制を都庁の中でとりまとめたところでございます。

ただ現在、その後被害想定が新たに出まして、この当時の被害総量とちょっと異なる、相当増えてきたということも含めて、現在、地域防災計画見直しの中でがれき分科会の中で、さらに具体的な検討を進めているところで。

次に、情報特別部会の中で被災者総合相談所の設置ということがございました。別紙6でございますが、生活文化局の広報広聴部を窓口連絡を集めまして、都庁の第二庁舎1

階ところを相談窓口にして、関係局が合同していろいろな相談を対応しようと考えています。そのイメージ図が次のページにあります。第二庁舎の臨時窓口の各局、だいたいこんな業務を総合的に取り組もうか、これに伴う電話回線等の整理をできたら今年度内に実施したいと考えております。総括部会の報告は以上です。以下、都市復興部会についてお願いいたします。

白田企画課長 都市復興部会副部会長の白田でございます。まず資料2、4ページ都市復興部会の検討状況が説明されてございます。当初、本部会で検討すべき課題は10課題ございましたけれども、資料1にございますように16年度までに6課題の検討を終えてございます。平成17年度、18年度につきましては、残りの4課題について検討を行いまして、検討をすべて終了したところでございます。

では改めまして、資料2の4ページをご覧くださいと思います。まず1番目、復興体制づくりについてでございますが、これは国と情報交換をしながら、復興計画の立案や復興事業の執行など、各方面との協力を得ながら進めるといふ支援体制を構築するものでございます。これにつきましては、昨年度中央防災会議から首都直下地震対策大綱が出されましたことから、関係自治体と情報交換の場を設置することを国へ提案してまいりました。その結果、昨年3月に内閣府によりまして関係自治体を対象といたしました震災復興対策セミナーが開催されたところでございます。また、国土交通省と東京都では、昨年度首都直下地震後の東京の復興の進め方につきまして検証したところでございます。今後とも継続して国と情報交換を行っていくなど、連携を図ってまいります。

さらに、今年度でございますけれども、総括部会におきまして、先ほどご説明がございました災害復興まちづくり支援機構を構成いたします東京弁護士会など14団体と復興時の復興まちづくりに関する支援協定書を締結し、復興体制の充実を図っているところでございます。

次に4ページ、二つ目、復興計画づくりの迅速化でございますが、これはGISシステムを活用いたしまして復興計画立案を迅速に行うようにするためのシステム検討でございます。これにつきましては現在、東京都総務局で検討中のGISシステムが完成した際に、適切にそれを活用できるよう、総括部会において各区市町村調査情報を取りまとめたところでございます。以上、都市復興部会で検討すべき課題につきましては、昨年度および今年度の当初の提起されました10課題すべて検討を終え、解決したところでございます。以上でございます。



水流住宅政策部長 続きまして住宅復興部会について、部会長をやっております住宅政策担当部長の水流より報告させていただきます。きょうは2点、資料の4ページに代表例として掲げさせていただいております。一つが応急住宅供給方針案の作成でございます。別紙7でそれを書類を付けているところですが、応急住宅につきましては、カテゴリとして応急仮設住宅のほか、一時提供住宅として都営住宅などの公的な住宅の提供、民間の賃貸住宅の借り上げによる提供、こうしたものを応急住宅と称しております。この供給方針案では、まず関係部署の役割分担、指揮命令系統の明確化を図りました。その上で応急住宅の供給に関する基本的な考え方を示し、供給量フレームの策定方法、供給の手順、特に応急仮設住宅について用地の確保、工事契約、入居者の募集、選定、入居後の管理といった一連の行為につきまして定めたところでございます。

この応急住宅供給方針案を作成するにあたりまして、中林座長をはじめ4名の先生方にアドバイスをいただきました。この供給方針案ではなかなか手の届かない、さらに実践的な判断に迷う点でありますとか、体制の整備でありますとか、事前にここまで準備しておけばより実効性は上がるといった観点で、さまざまなご提案、アドバイスをいただいたところであります。それにつきましては、まだ別紙7に十分反映しきっていないところではありますので、今後、より考察を深めていいものに修正していきたいと考えているところであります。

2点目の応急住宅の入居者選定基準案の修正でございます。これにつきましては別紙8につけていただいておりますが、ポイントといたしまして、東京の場合には応急住宅の量が十分に確保できないといったことから、入居者の選定、優先順位をどうするかというところがポイントになってまいります。優先順位につきまして、従前、かなり幅広に、例えば高齢者につき60歳以上の方がいる世帯は優先しますよという形で、幅広に順位をつけていたところ、今回は65歳以上の高齢者のみの方を第1順位にするなどの見直しを行ったところでございます。ざっばくでございますが、説明は以上でございます。

杉村総務部長 福祉保健復興部会の部会長の杉村です。よろしく申し上げます。資料4～5ページにかけまして記載しておりますけれども、当部会については検討項目6項目ございました。ここに三つ記載してございます。まず4ページの一番下段ですが、福祉サービス体制の整備についてということです。主に福祉施設についてどういうふうに整備をしていくかということでございました。これにつきましては、在宅での生活が困難な高齢者や障害者が増加した場合には、基本的に区市町村が中長期的な需要見込みを把握して整備

を進めていく。われわれ福祉保健局につきましては、広域的な観点から区市町村の整備計画に対しましてさまざまな支援あるいは援助を行っていく。また広域的な点から人材育成についても進めていくということでございます。

2点目でございますけれども、義援金の募集の検討についてということで、被害が広域に及んだ場合には義援金の配分をどうするかということでございます。これにつきましては、被災の状況を勘案いたしまして、八都庁市など、他庁市を含めて合同で義援金の募集をするかどうかを検討するというところでございます。これについてはあらかじめ八都庁市で検討体制について調整するというところでございます。

3点目ですが、災害で生活保護者が大幅に増えるであろうという想定の下で、これをどういうふうに把握をしていくかという点でございますが、まずは、区市町村のケースワーカーによる巡回訪問を実施する、その上で福祉保健局において民生児童委員の連合会ですとか、その他関係団体と密接な連携を取りまして、民生委員、保健士、ケースワーカー、こういった職員の十分な連携を図りながら支援していきたいということです。以上、福祉保健局部会3点を報告させていただきます。

猪熊産業企画担当部長 続きまして、産業復興部会部会長の産業企画担当の猪熊から報告させていただきます。産業復興部会では13の課題がありまして、下から検討順に13ということになっております。そのうち5ページには主なもの3点を載せさせていただきます。仮設工場や店舗などの設置に伴う用地の確保についてでございますが、被災地に財務局の保有財産のデータ等を活用いたしまして、必要となる都有地について現地調査を含め、用地リストを作成してまいります。

2点目でございますが、復興に必要な修理に関しまして、修理業者に関する情報の提供方法についてでございます。被災地の企業等が復旧をいたしません修理業者等に関する情報につきましては、業界団体、区市町村、近隣県等に対し保有する情報の提供を要請してまいります。

3点目に被災地の職業紹介についてでございます。職業紹介につきましては、職業安定法の改正によりまして地方自治体においても無料職業紹介が可能となっております。これを受けまして平成16年度に「東京都しごとセンター」を飯田橋に設置してございます。こちらは別紙9にチラシをつけておりますけれども、こちらのしごとセンターでは国との連携を掲げながら民間の就職支援団体を活用いたしまして、就職支援サービスを開始しております。約2年たっておりますけれども、10万3000人が登録して、1万7000人の就

職達成ということで、こういった機能を活用しながら職業紹介に取り組んでいくという復興になります。以上でございます。

齋藤副参事 次に資料3、被害想定報告書の概要についてご説明させていただきます。7ページでございます。今回、東京都では平成9年の被害想定以降、約10年経過をしたということで、今年5月に、新たな首都直下地震による東京の被害想定報告書を発表させていただきました。お手元にお配りした冊子がそれでございます。ちなみに、この冊子につきましては大きく3部構成となっております、第1が本編ということで、被害想定経緯であるとか、その結果の概要等が書いてございます。第2編は資料編という形で、各被害想定を入れたものでございます。第3編として手法編ということで、どういう計算方式、手法を取って被害想定をしたかという、大きく3部構成になっております。概要でございますが、7ページの資料3で簡単にご説明させていただきます。

この被害想定のご目的でございます。真ん中の四角の枠で囲ってあるように、都民の生活、生命と財産を守るための備えをたしかなものにするということで、基本的な防災対策の基礎資料として今回発表してございます。今回の特徴でございますが、まず発生頻度の高い地震を想定してございます。国の専門調査会、中央防災会議の中では7.3とございますが、それに加えましてマグニチュード6クラスの地震ということで、具体的には6.9というものも想定してございます。また、気象条件につきましても現実的なものということで、3m/s、15m/sに加えて、冬の平均の6m/sということも想定してございます。また、いくつか実態に則したデータを活用し、さらに都市型災害を想定したエレベータの閉じ込め台数、最大で9200台。あるいはターミナル駅別の帰宅困難者数、約400万人弱、こういうことも含めて主要ターミナル駅ごとの困難者数の策定をしてございます。申し訳ございませんが時間の関係で詳細等については、ぜひご覧をいただきたいと思っております。ただ、最悪の状況はM7.3でございまして、人的被害、5600人が死亡する、約16万人の負傷者という数字も出ておりますので、ぜひご覧いただきたいと思っております。

次に、現在、東京都では地域防災計画の見直しに着手をしてございます。資料4、19ページでございますが、新たな被害想定が出た、また昨年の水害あるいは千葉北西部地震等具体的な実災害を教訓に、さらに国の減災目標等も含めた新たな防災戦略が出されたということもございまして、現在、三つの方針を基に検討に入っております。その一つが、優先順位をつけた予防対策ということで、何を優先するのかということについて考えていきたい。

二つ目は、時系列に沿った応急復旧対策ということで、初動体制下、または時系列に直ちにやらなければならないものなどを整理をした、ということです。

三つ目は、国の計画等の整合性ということで、東京都独自の減災目標等も現在検討しているところであります。

そこで、関係各局及び区市町村、防災機関等も合わせまして、10の検討部会を設置してございます。実はこの復興の検討部会もその10の中の一つでございまして、いま先生方にご議論いただきました復興対策を最終的に取りまとめまして、その骨格となる部分につきましては、地域防災計画に反映したいと考えております。ちなみに現在の地域防災計画でございますが、平成15年に修正したものでございまして、その中に災害復興計画というのはたった2枚しか書いてございませぬので、少なくとも必要な骨格部分については、さらに増やしていきたいと考えています。来年1月には修正素案を発表させていただき、各先生方にもご報告させていただきます。また、ご意見等いただきながら、最終的には3月、国の事前協議を終え、さらに正式協議を終えて来年の5月に決定をしたいと思っております。区市町村におかれましては、その後、区市町村の地域防災計画の修正に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、震災復興にかかる区市町村の取り組み状況でございます。21ページ、資料5をお開きいただきたいと思います。私どもでは都と同じように震災に対する基本条例であるとか、マニュアル等、区市町村ごとにつくっていただきたいと思います機会あるごとをお願いしてございますが、現在、震災復興にかかる基本条例を持っている区は、新宿区以下8区及び武蔵野市で合計9区市でございます。またマニュアルを持っているところが11区市、一部都市復興マニュアルのみあるのが3区ということです。また、条例の関係でいきますと、地域協働復興条例は墨田区のみ、市街地整備条例関係の整備をしているところは6区ということで、区における取り組みも各市町村によってはなかなか温度差があるのかなと思っております。とりわけ、多摩部についてはなかなか応急復旧対策等にウェイトがいつているというところで、まだまだ少ないのかなと思っております。

次に、私どもの事業で行っております復興まちづくり訓練でございます。復興市民協働組織育成事業ということで、16、17、18年、3年度にかけまして、各区市町村が実施する復興訓練等に対して2分の1の助成を行っているものでございます。17年度につきましては、足立区、墨田区、世田谷区、千代田区、八王子の5カ所で訓練に取り組んでいただいております。概要については30ページでございます。

また、今年度の取組状況でございますが、今年度は少し増えまして9区市で実施を予定しております。網かけ部分はすでに終わった部分でございますが、今年度の特徴としては板橋区において要援護者支援のための総合的な訓練ということで取り組んでいるものもございますし、また墨田区においても異なった訓練も企画していると聞いております。

以上、たいへん駆け足で資料を説明させていただきましたが、どうぞよろしくご審議のほうをよろしくお願い申し上げます。

中林座長 駆け足でしたけれども、資料の説明をお願いいたしました。それではご意見を承りたいと思います。特に順序を決めないで、思いついたところからご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

室崎委員 検討状況のご報告についてでございます。それぞれ非常に重要なテーマでございますけれども、三つばかり、特にこれが大切だということで発言させていただきたいと思っております。1番目は家屋の被害状況の把握の部分でございますけれども、昔に比べていま全壊と判定されるか、半壊か一部損壊、その判定結果によってその後の被災者の救済のレベルが大きく違ってきます。何百万も場合によっては違うということになりますので、罹災証明というのは決していい加減にはいけない。できるだけ正確にやるということと、被災者のクレームをきちっと受け入れるような仕組みを作らないといけないと思うんです。そうしますと、被災判定者の量と質の問題がすごく大きくなってきます。これは家屋の外見だけではなくて、内部の被害もしっかり判定しないとイケませんので、被災判定者の量と質、特に質。教育訓練をそうとうしっかりしておかないといい加減な判定をしてしまう。だいたいこれは全壊だという判定をするとか、パッと見たら壊れていないから一部損壊だと、そういう結果が非常に甚大な影響を及ぼすので、そのへん、被災判定担当者の量と質の問題、すでに検討されていると思っておりますけれども、すごく大事であるということを申し述べておきたいと思っております。

2点目はがれきでございます。これはすでに検討されていて、老婆心の意見かもしれませんが、私などが考えると東京都のゴミ処理施設、廃棄物処理施設を使って発生したがれきを処理しようと思うとへたをすると10年、20年かかるという膨大な数値が出てまいります。その間いがれきを放っておくのかということになると、これはいろいろ考えなければいけない。一つは広域連携の問題、これはひょっとしたら全国的にゴミを運び出して処理してもらわなければならないということもあるかもしれませんし、他方でいうと緊急事態として、これは阪神のときもトイレが使えなくなって、トイレのし尿を運動場に

穴を掘って捨てたりする。これは法律違反であります。ただ緊急事態で命を守るという意味ではそういうことをしないとイケない。何を申し上げているかという、もう一つ夢の島を作るということ、本来はこれは考えてはならないことですが、でもそれは緊急事態でやらざるを得ないことが起きるように思います。そのための法的な整備、本当に処理できないときにいったいどうするのかということを含めて、しっかり検討しておかないと命取りになると思っています。

3点目のもう一つの命取りは、応急住宅、仮設住宅等の建設の問題であります。被害想定によると何十万棟という住宅も全壊をする。それを仮設で作るということはとても無理であります。かといって仮設を作らないというわけにはいきませんが、既存の空いたマンションとかそういうものを使うということも必要でしょうし、むしろ修繕を早急にする、むしろ修繕を早急にすることによって解決するということがございます。選択肢のメニューを広げるのですけれども、空き家を使って、阪神のとき公営住宅を募集したのですけれどもだれもそこには行かない。自分の住んでいる近くでしか使わないということになると、そういうことを含めて過不足の状態と、それをすぐ借りられるための手続きをやらないと、貸してくれと言っても貸してくれるわけではありません。ホテルなども1年間借り切ることが必要になってきた場合にどうするのかというのは、応急仮設では絶対量が相当数不足するという前提の下に、どういう対応をするのかということはいくらもご検討されているとは思いますが、全部これは老婆心で、検討状況はよくわかりませんので。ただ、これがもう一つ、がれきとともに大きなネックになると思います。検討が、だいぶ、ずれ込んできているのはそういうためかも知れません。その点、なお検討していただければと思います。以上でございます。

中林座長 ありがとうございます。

齋藤副参事 がれき処理等に関して私どものほうから現況等についてご報告します。ご案内のとおり、お手元にお配りした今年の3月に作られた書類の中で、ご覧にいただくとおわかりのとおり、何が問題なのかという、このタイムスケジュールをご覧いただきたいと思っております。最終処分場に関する調査、まず処理の方向の手続きを定めたのですけれども、この部分については正直申し上げまして、現段階で記載することはできないため被災後に関係局が集まったり、所管する区市町村等と調整させていただいて、おおむね2週間程度の間最終処分場に関する調整を行いたい。合わせて、その前の段階で、仮置き場の場所を把握しようではないか。こういう流れの中で現在検討しております。また、現在地

域防災計画のがれき処理部会というところがございまして、がれきの総量がこの当時想定した約 2300 万トンから、現在最大で 4100 万トンのがれきが発生する。

室崎委員 私は 6000 万トンくらいあるのではないかと考えています。

齋藤副参事 被害想定の下に政策等を考えておりますので。そうした相当ふくれたものをどうするかということについて現在、検討させていただいているところでございます。

なお、し尿処理については別途トイレ分科会というものを持ってまして、例えばマンホール型のトイレ……。

室崎委員 トイレは問題ないと思います。

齋藤副参事 よろしいですか。

室崎委員 がれきは阪神でも答えが出ていないまま。要は勝手に海に捨てたんです。そうとうそれをやらないと処理しきれない。運ぶにも運びきれないです。がれきが残っていると次の復興にまったく影響して前に進まないということになる。地震後の 1 週間目の方針を決められたときに、最終処分場を作るということはもう一つ夢の島を作るということです。そういうことを含めて頭には入れておいて、書けと言っているのではないです。頭に入れておかないとそれはうまくいかないよと、それだけ申し上げておきます。

齋藤副参事 わかりました。ありがとうございます。仮設住宅等につきましては住宅、都市整備のほうでお願いします。

高見澤委員 よろしければ。ちょっと室崎さんのに関連して。

中林座長 では高見澤委員、よろしくをお願いします。

高見澤委員 室崎委員に私も賛成で、たいへんいい意見をいただいた。直後の調査が応急危険度の問題はかなりクリアされているでしょうけれども、罹災証明のお話と復興支援の関係性は、かなり混乱があることがご承知のとおりです。人的な支援や技術的な支援も含めて、建築学会として、あるいは都市再生機構と事前の連携を強化していただきたいというのが私の意見です。かなり技術的にも阪神のときよりは進んでいるわけで、そういう開発も進んでいると思います。それにも似たお話ですけれども、総括部会なのかもしれないけれども、1 都 3 県との連携体制、都市再生機構や県営住宅の空き家も万の単位で 1 都 3 県には場合によっては存在するというところもあるかと思います。それから、技術者もたくさんいるわけですから、少しそのへんの横の連携を一連の問題でやっていただきたいというのがあります。

中林座長 ありがとうございます。それでは被災度判定のお話、空き家の問題について

ご検討されている部分があるかと思しますので、簡単にお願ひできますか。

水流住宅政策部長 応急住宅については、仮設住宅はとても足りないだろうから、できるだけ空き家住宅の活用、あるいは修理の活用ということのポイントとしてご指摘していただきました。私どもの基本の方針といたしまして、修理あるいは空き家住宅の借り上げ提供ということをやって、できるだけ仮設住宅の供給圧力を減らしていくという方針を立ててございます。借り上げにつきましては、不動産関係の3団体と協定を結びまして、民間賃貸住宅の借り上げをどんどん進めることにしております。ただ、それがうまく機能するかどうかということがポイントでありまして、年に1回訓練的なものもやっているのですけれども、借り上げたとしても入居者を入れる手続きに行政は時間がかかると思しますので、その間に民間ベースでどんどん埋めていかれたら元も子もないといったことも悩ましく感じているところです。

それから、被災度判定とからみまして、半壊の場合に東京の場合には応急住宅を提供する余裕はないのではないかと考えています。今までの例ですと、希望者には全員提供しますというケースが多かったように聞いているのですけれども、そうはできないとするならば、東京の場合にはやはり判定の明確さということが応急住宅の提供にも大きくかかわってくる問題だろうと考えています。そのへんのところは昨年度末に中林先生はじめ、4人の先生方からいろいろ実践的なアドバイスをいただいた中でも、微妙な判断の分かれ目みたいなものが、実務ベースでは大いに大変なんだ。そこらへんのイマジネーションといたしまししょうか、想像力をきちんとたくましくして事前準備しておくようなことをアドバイスいただいたところでございます。

中林座長 被災度判定のほうはどうですか。

齋藤副参事 被災度判定の研修につきましては、内閣府とも相談させていただいて、今年度内にそれぞれ実際に実施するのは区市町村でございますので、そういった方々の質を同一化する、均質化するという意味で、今年度内に研修を実施したいと考えております。

中林座長 いまとりあえず3点を中心にお話をしましたけれども、そのほかに何かございますでしょうか。

五辻委員 住宅の部会にも私も参加させていただきまして、例えば現状で仮設住宅の建設可能な用地、そこから逆算すると都営の空き家及び借り上げを含めまして10万5000棟ぐらいだというお話をうかがったわけですが、先ほど報告いただきました被害統計でいうと、建物の家を失うというところが最大で40万棟を超える。これは数字の認識の



問題でございますが、火災で焼失する、風速 6 m/s というところ、その焼失の軒数と揺れによる倒壊の軒数は基本的に重ならないから合計していいと理解してよろしいかと思いません。

それともう一つは全壊、半壊のところ、半壊というのは応急修理すれば住み続けられるという認識でよろしいのかということがございますが、それでも災害で 40 万棟を越える場合には、先ほど説明されましたように希望者全員に、家を失った人全員に対して応急仮設は提供できない。したがって、選択基準が重要になるということでしたが、希望しても応急仮設に入居できない人たちは、自助努力を含めているいろいろあると思いますが、東京都はその数字の差をどういうふう認識されておられるのでしょうか。都民というのはその場合には家を供給されない。応急仮設住宅にはずれる都民というのはどういうふうに想定されておられるのか。

それから、その問題に関しましては、別紙の資料の 4 の東京都からの提案要求というところの裏側の 6 のところの都と区市町の役割分担と連携の強化というところで、これは災害基本法に関する要求となっておりますが、結局全壊の建物を減らして半壊にする。一部壊れるけれども応急修理すれば住み続けられるという事前の対策としまして、例えば墨田区が今回実施されておられますような耐震強度 1.0 には満たないけれども、0.5 が 0.7 になった、そういうものに対しても公的な助成をするよと、大変私は画期的だと思っておりますが、そのような柔軟な施策も含めまして、私は地震後に壊れた家の対策。いま言いました一部壊れるけれどもつぶれない、全壊しない、応急修理すれば住み続けられるというものに対する応急修理に対する支援策の強化と、全壊を半壊というふうに、壊れるけれどもつぶれない、補強するということも含めまして、事前の耐震化政策に対する支援策を自助共助もさることながら、公的な事前の助成というものとの連携も非常に重要ではないのかと思っております。

ただ、その場合、東京都の現状を見ますと、静岡県のような県あるいは都ベースではないところで区市町につきましては現状頑張っているところも、そうでないところも含めまして、非常にばらばらだという現状を見ますと、東京全体、特に 23 区のところでは耐震化はあまり進まないのかなと、半分そういう見方もしております。東京都と区市町村との連携協力という、法律はさることながら現状の連携や、都の指導、あるいは東京都独自の事前の耐震化、全壊の数を減らすという努力につきましてベースを作る。静岡県の場合には県が 30 万というのがベースとしてございまして、その上に市町がプラス 10 万円なり

20万円という上乘せがあるわけですが、そのベースがないという現状につきまして、財政措置の問題もございしますが、都と区の連携につきまして私は少しかがいたいと思います。

中林座長 2点あったかと思えますけれども、一つは別紙7の応急住宅の供給方針の、この数字の配分ができるのかという話ですね。これは起きてみないとわからないというか、被害状況に対応するのですけれども、想定を前提にしたときのギャップについて、今後の検討課題も含めて少し補足をいただきたい。

それから、後者は耐震改修促進法の改正に伴って、都道府県が耐震改修促進計画ということ今年度中に作るということになっておりますが、直接この問題ではないですけれども、復興を楽にするためには事前の被害軽減ということで、まさに理想的には最も事前復興そのものの話なのかもしれませんが、復興との関連ということで何か情報があればと思いますが、いかがでしょうか。

水流住宅政策部長 応急住宅の供給能力が被害に対して不足した場合に、はずれる都民に東京都はどのようにするのか、といったご指摘があったわけですが、今の段階では優先順位のつけ方ともからんでくるわけですが、必要な方には何とか提供する努力をするというお答えしかできないところでございます。提供する努力の最大のは仮設住宅の建設と、先ほど言いました民間賃貸住宅の借り上げ提供だと思っております。いま統計数字を見ますと空き家住宅というのは65万戸ぐらいあります。そのうちの50万戸が商業ベースといたしますが、実際に貸したい、売りたいという住宅というふうに統計として出ております。したがって、こうしたものをうまく使えば数としては足りてくるはずなのですけれども、行政のスピード、または連携している業界が最大限協力しているかどうか。そういうところにかかわってくると思います。そのへんをこれから、準備に対して評価を含めて頑張っていきたいと思っております。

それから、事前の耐震改修を進めることによって被害を少なくするという点でありますけれども、東京都では今年度から木造住宅密集地域限定ではありますが、区と連携いたしまして耐震改修助成制度をスタートさせました。最大補助金が1戸あたり75万円提供される制度であります。また、この補助金75万円は耐震改修をする場合だけではなくて、個別に建て替える場合にも同額を補助するというようにしてございます。

木造住宅密集地域に限っているわけですが、多くの区の場合ですと、密集地域に限らずに全域的に取り組んでいると聞いております。都ではないのですけれども、国のほ

うで地域住宅交付金制度を用意し、それを区のほうで活用するという動きが広がっております。

それから、耐震改修促進計画を年度内に策定することにしておりまして、そうした計画を通じまして、また都だけではなくて区でも任意ではありますが耐震改修促進計画を作ってくれるように指導しているところございまして、そうした計画策定を通じて耐震改修の促進についても働きかけていきたいと考えているところでございます。

齋藤副参事 墨田区のご紹介もさせていただきます。

藤田危機管理担当部長(墨田区) 墨田区でございます。先ほど私どもの耐震助成事業、おほめのご意見をいただきましてありがとうございます。参考になるかどうかですけれども、私ども墨田区の耐震助成事業、基本は16年度にここにいらっしゃいます中林先生、佐藤先生にもご参加いただきまして、新しい防災対策をどうするかというご検討をいただきまして、その提言に基づいて、昨年10月から新しい条例を作ってPRをはじめ、今年の1月から具体的な助成制度に手をつけたということでございます。

中身ですけれども、先ほどご紹介がありましたように、1.0に満たない部分の木造家屋であっても助成をするということが特徴になってございます。特に私ども木造密集地域というのが特定されますので、緊急地域も指定した上で緊急地域、一般指定という分かれ方になってございます。その中で全部の改修、改築についても助成いたしますし、先ほどご紹介ありましたように一部、例えば寝室部分だけ改修する場合についても助成をするという位置づけになってございます。それから、先ほどご紹介した緊急地域については若干の金額の上乗せをするという仕組みになっております。

ただ、ちょっと残念なのは1月から始めておりますけれども、なかなか実績が上がらないというのが現況でありまして、まだ10件に届くかどうかという現状が非常に私どもは苦慮しているところでございます。参考になったかどうかですけれども、以上でございます。

中林座長 ありがとうございます。新しいチャレンジな対策ですが、これから実績を上げていく。補強事例がねずみ算的に増えていくといいなと思います。モデルハウスのように宣伝をするのが大事かなと思います。ほかにいかがでしょうか。

森反委員 二つ、聞きたいのですが、仮設住宅に関することですが、時限的市街地の制度要請、土地利用の要請ということが挙がっているのですけれども、それとのからみで具体的に被災地で、公有地以外で民地に仮設住宅を建設するというプログラムは具体

的にどのようにお考えなのかというのをうかがいたい。

もう一つは、復興計画を作るといふときに、例えば行政サイドでも作るわけでしょうけれども、復興まちづくり計画を作るときのレファランズになっているのが都市マスタープランである。都市マスタープランというものが住民に対して十分に周知されていれば、そのレファランズにおいて復興まちづくり計画を作るといふのはかなり妥当性を持つと思うのですけれども、住民が本当にそれを了承しているのか。あるいはそういう問題があるので、新防災計画の見直しとともに、都市マスタープランも絶えず見直していくということも考えたほうがいいのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

中林座長 時限復興、あるいは時限確保、時限的市街地の問題の関連で民地活用ということについて何かご検討の状況がありますでしょうか。

齋藤副参事 民地の活用については私どもの総括部会で検討しておりますが、基本的には現行法の中ではなかなか法のはざまに入っていて、民地をただちに借りる、または無償で提供していただくということは現実的に難しいということが今の見解です。この点については、内閣府ともいろいろ今後復興にあたってのいろいろな法整備上の課題等について今後検討していく中で、円滑に民地が活用できるような法制度が可能なのかも含めて、国と協議をしていきたいと思っております。

田代企画係長 続きまして、復興まちづくり計画と都市マスタープランとの関連ですけれども、都市マス自体はかなり区域を大きく取った形での計画ということで、細かいまちづくりまでなかなか及んでいないところがありまして、実際に地震が起こって、街が焼けて、復興まちづくり計画を作る段階ではかなり細かいところまでのまちづくりということで、マスタープランを参考にして作るのですけれども、そのときには地域に根ざした復旧計画ということで、かなり住民の方々と詳細について合意を図らなければいけない。平常時からそういうものができればそれに越したことはないわけですけれども、なかなか住民の方々のまちづくりに対する熱意というものが、平常時からなかなかできないということで、それは区とか市の方々も一番苦慮しているところです。

そういうことから、先生方にご参加いただいている模擬訓練をやって、地元の機運を高めていこうということでやっているわけですけれども、そういうものを活用しながらいざというときに住民の方々がまちづくりに参加できるスキームを考えていくということが、今の段階で、マスタープラン自体を全体というか、東京都全域の復興まちづくり計画につなげていこうというのはなかなか大変なことで、被害が大きいと想定されるところですと

か、まちづくりの機運があるところを中心に、地元の区市町村のほうで地震が起こった場合のまちづくり計画に使えるような、平常時からのまちづくり計画を作っているというのが現状です。それ以上は今の段階ではちょっと、なかなか踏み込んでいけないということだと思います。以上です。

中林座長 ご提案はおそらく、都市マスもいずれ見直しという時期が来るわけで、早い自治体は見直しを始めていると思いますし、そういうところで震災後の復興が必要となるような密集市街地などのエリアで、整備方針などが復興計画にも耐えられるだろうかということのを少し検討してほしいというそのような要請をしておくことが大事ななというご提案でもあらうと思います。

それから、さっきの仮設の用地の件は、先ほどの部会の検討結果の中に応急住宅ということで用地提供者への優先状況というものが少し検討されたということが書かれておりました。この用地提供は応急仮設住宅への用地提供だと思いますが、これもどのくらい可能なのかということにはわかりませんが、かなり地元性が必要ですから、事前に声かけしておくことが大事なのだらうと思いますので、このあたりも、東京都と区市の連携が大事かと思えます。ご検討をさらに進めていかなければと思います。

佐藤副座長 いま座長のほうからもコメントがありましたけれども、模擬訓練があります。模擬訓練でいろいろ議論をして、ここが何かあったときに仮設住宅の用地になるのではないかと。そういうことをシミュレーションします。そういう結果を地元が受けて、いろいろその後の検討に生かしているというのはあると思うのですけれども、例えばそういうものをもっと本格的に、特別模擬訓練をやった地域でそういう検討結果が出てきたら、そこに関しては特別、今の民地提供のものも特別の制度を作って、税金を安くするとか何か補助をするとかということで協定を結ぶ。これも一種の模擬訓練みたいなものだと思うのですけれども、模擬訓練の結果をそれだけに終わらせないで実際的な動きにする。そういうことが出てくると、模擬訓練というのは単なるシミュレーションではなくてモチベーションが強まるのではないかと思うんです。生産緑地制度みたいなもので、そういう協定を結んでいると税金が減額できるとか、発災後5年間とかそういうことでもいいと思うのですけれども、そういうところを模擬訓練の実績とからめた、これの展開を地域で具体的に展開するというところとからめて何かやれないか。今年3年目でこの模擬訓練の事業を一応一区切りと聞いていますけれども、そういう形でこれはいろいろ盛んになってきているので、こういう1段階目の広げるといふことと同時に、1段階目でやったものをもっと具

体化に進めるような制度とか仕組みを作っていただけないか。そういうことになると非常にこれはモチベーションが高まるのではないかと思います。

そういう情報も含めて、先ほどご説明いただいた都市復興部会の中でも GIS を適切に活用できるようにするとありましたけれども、都市復興協議会というのは非常に大きな役割を復興の中で果たさなければいけない。GIS に即時的にいろいろな情報が入ってきます。先ほどの判定なども含め、被害状況も含め、即時的に入ってきた情報を復興協議会の中で使いたいわけですね。そういう市民グループというのですか、こういう協議会がアクセスして復興を検討できるような、そういうシステムを早急に作っていただいて使えるようにしていくと、これは大変役に立つのではないか。これだけの被害が来ると、そういうものを支援する人的なボランティアなんかにも限りがあるので、こういう形で全体的に支援する仕組みができていると、地元でこういうことを検討するときに非常に役に立つのではないかと思います。

中林座長 ちょっと時間が迫ってきたのでいくつか意見をおうかがいしてまとめてということでよろしいですか。では田代委員、田近委員の順で。

田代委員 課題としては小さなことかもしれないのですが、先ほどの応急仮設住宅の建設用地との関連で、公有地で公園とかスポーツ施設を主として使うとされているわけですが、今のような具体的に用地、あるいは場所がないところで考えていくようなケースもあるかと思いますし、今後、通常の公園の用地とかスポーツ施設をそういった場所に充てていくというシミュレーション、そういったことについてはかなり具体的に進められているのでしょうか。

田近委員 財政の仕事をしているのですが、このマニュアルの話で見えてこないと思うのは、被害想定とかして被害額というのが推定できるのでしょうかけれども、それに伴ってきょうの本題である復旧・復興でいくぐらい財政的な支援、コストがかかるのだろう。それを東京で議論する場合は額が大きい。それから、東京都は被害に遭ったときの状況でしようけれども、経済力があるということで、今まで起きてきた災害とは時限が違う話である。そうすると、被災額がそれに対していったいいくらを見込むのか。国と地方、東京ですけれども、どうそれを分け合うのかという図というか、議論も私は必要だろうなと思います。

個人に対しては、東京都がいったいどうするんだ。何か上乘せでやるのかやらないのか。先ほど少し出ていましたけれども、それもあろう。

それから、最後に一つ付け加えさせていただくと、95年に阪神淡路、2000年の検証のときに少し手伝わせていただいたのですけれども、被災者の情報をどうつかむかというのがもっと議論していいだろう。いろいろな条件の中でとにかく早く救済しなければならない。そのときの状況が、例えばお金を貸してあげる。貸してあげるけれども、貸し付けですからきちんと返済してもらわなければいけないわけで、だれに貸しちゃったかわからないということでは困るわけです。あるいは、いろいろな給付を何重にも受けている人もいるかもしれない。どうやって被災者情報をいち早くつかむか。住基ネットを使うかどうか知りませんが、それをシステムティックに、どういう人が被害を受けて、どういう給付をもらったか、あるいはもらっていなかったかという情報をとにかく体系的に集める必要がある。室崎さんがここにいらっしゃるからでしゃばったことも言えません、知らないことを言うのも口はばつたいのですけれども、阪神淡路の仮設を見てもやはり情報管理が十分ではなかった。そういうことで、修復コストに関する見積もり、それをどうやってファイナンスするのか。そして個人に何をしてあげるのかという一連の問題はもっと詰めてもいいし、最後は付け足し、それとは少し違いますけれども、情報の問題をもっと議論すべきだと思います。

中林座長 ありがとうございます。では山崎委員。

山崎委員 先ほど保健福祉部会からご報告がありましたけれども、ちょっと二つ三つ思いついたことですが。現在、介護保険の認定を受けている数というのは全国ですと400万人ぐらいですので、その1割ぐらい、40万人が東京都民が受けている。東京都は大変施設が少ないですので、先ほど在宅の新たな発生をする高齢者、障害者というご意見がございました。すでに30~40万人がたぶん在宅でケアを受けている。そうすると、応急仮設、住宅復興のときに、そういう方に仕様のある種のアイディアが必要ではないか。これは新潟のときにもあったわけで、二次災害的にお年寄りが寝たきりになったり、そこで死亡者になっていったということがありますので、そのへんのことが一つ。

それから、地域医療とのネットワークをどうするのか。これは市町村を超えた東京都の役割はそこにあるのだろうということで、福祉保健部会と医療との関連を少し明らかにしていく必要があるのではないかと思います。そんなことをちょっと思いました。

それから、別紙6のところ、これは大変小さなことですが、被災者総合相談のイメージというのがあります。ロビーに臨時窓口を設ける。福祉保健局関係のところでは、障害者、高齢者、子どもというようにイメージがあるのですが、私はこれに女性というデスク

を一つ設けることが必要ではないか。これは阪神淡路のときにいろいろな事例が出てきておりましたので、女性特有のいろいろな相談もありますので、それが必要ではないかと感じました。

中林座長 安藤委員。

安藤委員 実はいま山崎委員が言われた部分と少し関連すると思うのですが、災害が起きたときにいつも、高齢者でも障害者でもそうなのですが、今まで元気だった高齢者が災害が起きたとたんに歩けなくなってしまうというのをよく見てきて、われわれも中越のところでそれを見てきているのです。病院に搬送したり、いろいろな形をしていきますけれども、そのときに車椅子を利用した福祉車両を通すということがけっこう必要になってくる場合がある。無理して普通のセダン型に突っ込んでいますけれども、福祉車両、実はお手元にきょうお配りいただきましたけれども、協定書があって、いろいろな団体との協定が結ばれていて、おそらくこれ以外にも東京都医師会等、いろいろなところと協定を結ばれているかと思います。そういう福祉車両を持っているタクシー業界とかと一緒に協定を結んで、そういう部分は特別配慮するとか、そのへんのところの仕組みはないのか。

もう1点は、道路交通法が変わった関係でもって、そういう車も駐車しておくとは違反の対象になってしまうということで、災害時には何かそういった部分の道路交通法から除外するような何らかの働きかけというのは公共団体が国に対してやるとか、そのへんのところはできないかどうか、そんな感じがいたします。

中林座長 石川委員。

石川委員 この震災、ここは復興検討ですので事後ということが主体だと思うのですが、けれども、いまいろいろと検討結果をお聞きしていると、東京都ならではといたしますが、こういう大都市の中で非常に仮設の話にしても、がれきの話にしても非常に難しい問題に直面しているということがわかるわけです。

その中で、解決が最終的にできないようなことも多々あるように思うんです。それとさっきの相談業務などもそうなのですが、要するにかなりの項目は今年度ぐらいで検討が終わると理解したのですが、それらが都民に対してどういうふうに伝わっているのかというのは非常に心配です。それはこの前の会議にもでたと思うのですが、われわれも意外とこの中で見ることは初めてのことが多々あったということは、いま都民の方たちはほとんど知らないのではないかと。そういう中で震災が起きて、混乱が起きることが想定されるわけなのですが、事前の対策がこういうものでは非常に重要だと



というのはご承知のとおりだと思うので、今後に向けては検討結果をどのように伝えていくか、コールしていくか。そのへんについてもぜひ検討していただければと思います。

中林座長 ありがとうございます。

池上委員 いま都民にどう伝えていくかというお話でしたが、私もその部分、とても心配なのですが、いつも講演の中でこういう制度がありますとか、こういうふうに都は取り組んでいますという、どちらかという人まかせの市民が多いことも事実です。その意味で、やれることは市民自身が努力をしてほしいということはどこかで言い続けていかないと、いけないと思います。一生懸命、防災に取り組んでいるまち、人がいることも事実ですが。

中林座長 では事務局のほうで。

齋藤副参事 私のほうからまとめて一括してお答えできるところについてはお答えさせていただきます。まず佐藤副座長からお話がありました復興模擬訓練でございます。これは今年度までの3カ年の計画でございますが、来年度以降につきましても現在予算要求中でありまして、復興のみにかかわらず、事前からの対策等を含めた形で現在予算要求をしているところでございます。たいへん財政的には厳しい中でございますけれども、何とか一定額を確保すべく努力中でございます。また、この3年間やった結果につきましては、ぜひ先生方からもご意見をいただきながら、3年間の総括を来年度はしたい。その中でいま言われました具体的な地域におけるいろいろな新たな制度、こういう問題点もぜひご意見をいただきながら、必要があれば私どもは国への提案要求。いわば法改正等を伴う部分もございますので、そういうものにつなげていけたらいいなと思いますので、引き続きよろしくご理解をいただきたいと思います。

それと財源の問題でございます。これは田近委員から出た問題でございます。正直言いまして永遠の課題でございます。どういう被害が出るかということについて財源分科会でもいろいろ検討していますが、最終的に被害額がどれくらいになるのか、それに伴う復興の財源をどのくらい用意しなければならないのかということについては、正直言いまして国へのいろいろな働きかけをしていく中でもまだまだ平行線ということになっております。

ちなみに三宅の復興、帰島にあたりましては、都独自に1世帯あたり150万円の生活支援という形での助成制度を行ったわけですが、直下型地震でどのくらい被害があるかということを考え合わせますと、正直申し上げまして、都としては国との整合性を取りながら、もう一度改めた議論が必要なのかなと考えております。

また、田近委員から出ていますどうやって被災者の情報をやるか。地域防災計画の中で、最終的にはこの情報は区市町村さんをお願いをするしかないわけですが、区市町村への制度の中で、例えば被災者支援の総合的な窓口業務をやっておりますけれども、そういう中で横の連携をどうやっていくのかということについても一つの検討課題として検討させていただけたらと思っています。

地域医療との関係でございますが、現在、地域防災計画の医療救護部会の中で、医療器具を必要とする方、あるいは避難所の部会の中で要支援者として避難所等に必要な方々の移送の問題等も含めて現実に検討課題になっております。最終的には区市町村の標準的なマニュアルも含めて、避難所の運営のマニュアルを年度内に検討していこうということで、いま、福祉保健局の中でいくつか検討部会を設置し、検討に着手していいところです。

また、山崎委員から出ました総合相談センターのイメージについては、女性も含めて考えたいと思っております。

安藤委員のほうから出ました交通対策等の問題でございますが、ご存じのように今年になりまして車椅子等のタクシー業界団体が統一された部分もございますので、これにつきましては高齢者の移送あるいは患者移送という形で関係の業界との協定が可能かどうか、所管の福祉保健局とも十分に相談していきたい。いずれにしても車椅子が入る福祉タクシーというのが現にあるわけでございますので、そういう関係団体との協定はいいご提案でございますので、関係局と十分協議をさせていただきたいと思えます。

また、問題は被災直後、環七の内側につきましては一切交通禁止という形になっております。この部分については実は搬送分科会の中でもいろいろ議論しておりますが、どういう車を時系列に応じて優先的に入れるかという問題であるとか、事前に通行券というのですか、優先の券がどのくらい配布できるのかということも含めて現在、地域防災計画の一つの分科会の中で検討課題になっておりまして、一定の結論が出せれば、これについては1月まで何とか出したい。ただ、実はたいへん難しい問題を内在しておりまして、正直申し上げまして、最初の24時間以内はライフラインの復旧及び人命救助にかかる優先、そのへんまでは何とかできるのですが、3日目、4日目のときに何を優先できるか。このへんの優先順位が現実問題としてはいろいろ難しい面がありまして、そのへんの対応について現在検討しているところでございます。

駐車違反の問題に対しましては、災害の対応という形で、おそらく災害が起こったときに一定の考え方が出されるのではないかと。事前にこうやるというのは難しいので、被災後

に関係機関と協議すべき問題だと考えています。

なお、池上委員から出されています、当然のことながら自助共助ということ、また、それを支える都や区市町村の公助、これが東京都の震災対策の基本でございます。私どもも機会あるごとに、そういうことを周知をしていきたいと思っております。また、今回石川委員から出されました検討結果の報告をどうやって広く都民に伝えるのかということについては、全体のマニュアルがまとまった段階で、どういう周知ができるか検討させていただきたいと思っております。私のほうで総括的にお答えできるものについてはお答えさせていただきました。

田代企画係長 GIS についてですけれども、東京都ではいま総務局の IT 推進室というところで統合型 GIS という都庁全体で一つのシステムにしようということで検討が進んでおまして、それに本来ですともっと早くできて、それにいろいろな情報を入れられれば一番いいわけですが、まだちょっとできていないということで、それが出来上がり次第、どういうものをどういう形で入れていくかというのは総括部会のほうで整理していますので、出来上がり次第それに入れてですね。当然それは街の復興だけではなくて、医療とか福祉とかそういうものについてもその中に入れて、そういう情報を即時に取り出せるようにするというので考えておりますので、それは出来次第やっていこうと思っております。以上です。

水流住宅政策部長 仮設住宅の用地確保の見通しあるいはシミュレーションのようなものがなされているかというご指摘がありましたけれども、用地リストの作業をして、用地リストを作っております。それを見てもみると、仮設住宅の適地として考えられるものの多くは公園とかスポーツ施設、あるいは事業用地というところでありまして、数的には区市町村の公園用地が一番多い。面積となりますと、都の大規模な公園ですとか事業予定地というところが多くなってまいります。こうしたものについて、まだ用地リストの整備状況、途上でありますので、逐次、充実させながら、リアリティのあるものにしていきたいと考えております。公有地が中心になると思うのですけれども、先ほど来指摘のありました民有地の活用、これについても現在は無償に限られているわけですが、集団的な、例えば 50 戸以上とか集団的に使えるような供給が可能なものについては、積極的に提供を受けていきたい。有償問題について制度的に国のほうと協議をしていきたいということでもあります。ただ、個人の敷地に 1 戸 1 戸自力仮設を認めるかという問題につきましては、今回の応急住宅の方針案では否定的でございます。神戸市等にヒアリングした際にもいる

いろいろ問題になったけれども、いま振り返ってみてあのとき1戸1戸の用地について自力仮設を認めていたら、その後の大きなまちづくりに支障が出たのではないかということをおっしゃられました。そこで、今回の供給方針案についても1戸1戸については否定的に書いていくところがございます。まとまりませんが、以上です。

中林座長 事務局から15分までというようにうかがいました。

齋藤副参事 ちょっとすみません、介護保険の関係です。

杉村総務部長 介護保険の件でご質問をいただきました。先ほど部会の報告の中で施設整備についてご報告をしたのですが、ご指摘いただいたように、施設整備だけではなくて、やはり災害が起きた時点ではデイサービスとかショートステイとか訪問サービス、あらゆるサービスを組み込んだ形で対応していくことが必要であると考えています。したがって、計画の中には一定の在宅サービス、あるいは訪問サービスについて書き込むことはもちろんですが、これから具体的にはサービスの提供主体についてはどんどん増えておりますので、そういったサービス提供主体をどういうふうにも有効活用できるのかということも含めて、これから区市町村とも十分検討していきたいと考えています。

齋藤副参事 以上です。

中林座長 よろしいでしょうか。まだ数分ありますが、特にご発言がなければそろそろと思いますが、いろいろな意見をいただきましてありがとうございました。冒頭に当初182ですか、今年度検討課題が残っていて、今年度中に77課題が終わるということが冒頭にございしましたが、きょうまた30ぐらい課題が出たのかなと思います。今後、それを進めていくことがこれからの展開に重要だと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっとお話なかった点で私から二つほどお願ひがあるのですが、一つは被害想定でいくと火災による被害というのは非常に大きな被害情報として出るのですけれども、被災度判定が難しいのは火災ではなくて揺れによる被害。10万棟とか15万棟をどういうふうに判定するかということですが、阪神大震災のときには応急危険度判定、木造はやっていないわけですので、東京都も場合によっては応急危険度判定と被災度判定の関係についてもう一度考え直すようなことも含めて、応急危険度判定に専門家のエネルギーをあまり使わなくても、ひょっとしたら復興のほうにそのエネルギーを使ってもらおうほうがいいのではないか。再生機構や学会との連携も含めてですけれども、その初動の問題が1点です。

それから、もう1点は何度か議論になりましたが、総合相談所イメージというのは第2庁舎に1カ所作するというふうを受け取られてしまうのですけれども、実際にはこういうものが各区市にもできるでしょうし、おそらく交通移動の手段が被災後、制約される中ですので、現地にたくさんこういうものがないとたぶん対応できないのではないかと。

室崎委員 避難所ごとに作らないとだめです。

中林座長 ですから、ここまで立派というとおかしいのですが、机1人に1人ずつで総合窓口チームみたいなものができて、そこが出前的に総合相談を受け付けていくような、待ちではなくて出かけていく相談体制というものを検討されることがすごく大事なのではないかと。そうしないとおそらく第二庁舎のロビーは被災者で埋まってしまわないかと思います。

それから、先ほどのお話にありましたが、医療と福祉、プラス住宅なんだと思います。応急住宅と医療、福祉をどう連携して運用するかということがすごく大事なポイントになるのではないかと。特に復旧・復興に向けて長期化していくわけですから、応急住宅地の福祉と医療サービスというものの連携というのが、復興部隊の検討課題としては大きな課題になるのかなと思います。お話がうかがえました。

一応、時間がまいりましたので、まだまだご意見あるいはご質問等もあろうかと思えますけれども、本日は以上にさせていただきます。ただ、皆様からの意見は非常に重要ですので、きょう、発言できなかった、あるいはその後思いつかれたこと等ございましたら、事務局のほうにファックスなりメールなりでご通知いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に事務局のほうから連絡事項等ございましたら、お願ひしたいと思います。

齋藤副参事 短い時間ではございましたが、大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。私どもも今日いただきました意見を踏まえまして、最終的なマニュアルの修正ということに努めていきたいと思っております。

また、東京都のマニュアルにつきましては、冒頭、資料1の中でも申し上げましたが、182の事前の検討課題等が一応今年度には終わるということですが、今いただいた中でも、とりわけ区市町村との役割分担の下で、区市町村が主体になって動くものは実は相当ございます。そういう意味で来年度以降、区市町村との役割分担を明確にし、また区市町村が復興対策に取り組みやすいよう、標準的な区市町村のマニュアルという形で検討していきたいと考えております。

また、地域防災計画の見直しでございますが、1月には素案を発表するというので、いま一生懸命検討してございます。また、1月の素案につきましては、先生方にもお配りさせていただき、いろいろなご意見等をいただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、いま1枚のペーパーを配布させていただきますが、来年の1月17日、震災復興シンポジウムを開催させていただきたいと思っております。ちょうど阪神から12年目でございます。この日、東京都は大規模な全庁的な訓練を予定しておりますが、午後から都庁の5階の大会議室におきまして、阪神の復興支援に現実的に取り組んでおられた津久井弁護士さんを含め、中林先生にコーディネーターをお願いしたパネルディスカッションも企画しておりますので、お時間等がありましたらぜひご出席いただきたいと思っております。

なお、最後になりましたが、委員の先生方の任期でございますが、すでに2年ということで本日が最終の日でございます。本当に2年間、ありがとうございました。今後どうするかということにつきましては、現在、予算策定との関係もございまして、今後、区市町村との役割分担の中で、財政等も含めた形での検討ということで、これまでどちらかと言いますと幅広い観点からご意見をいただくということで考えておりましたが、今後の問題につきましては現在検討中ということで、この間、先生方には大変お世話になりました。御礼を申し上げます、事務局からのお願いでございます。今日はありがとうございました。

中林座長 それでは以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

(了)